

○筑波大学学群再入学に関する法人細則

〔平成17年2月24日  
法人細則第4号〕

改正 平成17年法人細則第34号

平成19年法人細則第21号

平成23年法人細則第22号

筑波大学学群再入学に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第19条第4項に規定する再入学（以下単に「再入学」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、筑波大学を卒業した者にあつては学年の始めとし、筑波大学を退学した者にあつては学期の始めとする。

(再入学の出願に係る書類)

第3条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 振替払込受付証明書（志願者が、次条の規定により検定料を国立大学法人筑波大学（以下この号及び次条第2項において「法人」という。）が指定する金融機関（郵便局を含む。以下この号において同じ。）の口座（次条第2項において「指定口座」という。）に納付した際に、当該金融機関から交付される証明書をいう。）又は検定料収納証明書（志願者が、次条の規定により検定料を法人が指定するコンビニエンスストアに納付した際に、当該コンビニエンスストアから交付される証明書をいう。）
- (2) その他学群において選考上必要とするもの

(検定料)

第4条 志願者は、前条の出願に当たっては、学群学則別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。

- 2 検定料は、志願者から指定口座又は法人が指定するコンビニエンスストアに納付させ、収納するものとする。

(検定料の返付)

第5条 収納した検定料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、検定料に相当する額を返付すること

ができる

- (1) 前条第2項の規定により検定料を納付した場合であって、出願しなかったとき又は出願が受理されなかったとき。
- (2) その他検定料を返付すべき理由があると認められるとき。

(選考方法)

第6条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、実技試験その他の学群の定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

(選考手続)

第7条 選考手続は、次のとおりとする。

- (1) 各学群は、再入学試験実施委員会を設けて再入学試験を実施し、判定資料を作成する。
- (2) 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議（以下「教育会議等」という。）が、前号の資料により合否についての原案を審議する。
- (3) 学群長は、教育会議等の議に基づき、選考結果を学長に報告する。

(選考委員会の設置)

第8条 教育会議等は、前条第2号に規定する合否についての原案に係る審議を行わせるため、学群長が部局細則で定めるところにより、学類教育会議に代えて学類入学者選考委員会を、学群運営委員会又は専門学群教育会議に代えて学群入学者選考委員会を、それぞれ設置することができる。

(合否決定等)

第9条 学長は、第7条第3号に規定する学群長の報告に基づき合否を決定し、その結果を志願者に文書をもって通知する。

(在学すべき年数等)

第10条 学群学則第22条の規定に基づき、学群長が再入学した者の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

- (1) 既に履修した授業科目及び修得した単位数  
卒業に必要な授業科目及び単位数の一部として認めるものとする。ただし、再入学後の履修計画については、学群長が改めて指示するものとする。
- (2) 在学すべき年数  
学群学則第2条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。
- (3) 在学年限

学群学則第4条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

(授業料)

第11条 再入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この法人細則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平17.10.27法人細則34号)

この法人細則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則 (平19.4.16法人細則21号)

1 この法人細則は、平成19年4月16日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群再入学に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程(平成19年法人規程第27号)附則第4条の規定により存続する第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群、体育専門学群、芸術専門学群及び図書館情報専門学群に再入学を許可する場合にあっては、第7条第2号中「人文・文化学群、社会・国際学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教員会議及び学群運営委員会、人間学群にあっては学類教員会議及び学群教員会議、体育専門学群及び芸術専門学群」とあるのは「第一学群、第二学群、第三学群及び医学専門学群にあっては学類教員会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び図書館情報専門学群」と読み替えるものとする。

附 則 (平23.9.29法人細則22号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。